

第5章 水防活動

第5章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備

1 町の非常配備体制

町は、法第10条並びに法第11条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の基準による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、「秩父別町地域防災計画」(第2章第2節「災害対策本部」)に基づく非常配備体制により処理するものとする。

町の非常配備基準

区分	配備の基準	配備の内容	任務	担当部
第1非常配備 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、大雨、又は洪水警報等が発令され、局地的に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他特に本部長が必要と認めるとき。 	情報連絡のため総務対策部総務班が当たる。 情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 	総務対策部総務班 各部長等
第2非常配備 (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。 	災害応急対策に関係ある各部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 	各班長等
第3非常配備 (出動体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 その他本部長が必要と認めるとき。 	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害業務全般の実施 	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 消防団の非常配備

消防団長は、水防本部長から非常配備指令を受けた場合は、直ちに本部に詰め、水防本部と密接な連絡を取りつつ、次のように配備する。

消防団の非常配備基準

種別	配備の時期	配備の内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報(待機)が発令されたとき。 2 大雨警報、洪水警報が発令され又は河川等の状況により待機を必要と認められたとき。 3 北海道知事から、待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員のうち各部長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況程度によって部長以下の一部の団員を招集し、団の増強を行うこと。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 各河川洪水警報及び水防警報指定河川に水防警報(準備)が発令されたとき。 2 大雨警報、洪水警報が発令され又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認められたとき。 3 北海道知事から出勤準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の半数を招集し、各班の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡情報の収集につとめること。 3 出勤車両の点検整備及び救命ボートの準備を行うこと。 4 水防資機材及び各班装備機材の整備準備を行うこと。 5 出勤の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常警戒の強化を行うこと。
出勤	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報(出勤)が発令されたとき。 2 各河川洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量、その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 3 大雨警報・洪水警報が発令され又は雨量・水位・流量・その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 4 北海道知事から出勤の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の全部を招集し、分団の編成を行い、現地に出動、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

第2節 巡視及び警戒

1 巡視

水防管理者(町長)は、巡視責任者を定め水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者(町長)に報告するものとし、水防管理者(町長)は、当該河川、堤防等の管理者に連絡し必要な措置を求めらるものとする。

町内地域巡視責任者は、次のとおりとする。

町内地域河川名	巡視担当課	巡視責任者
雨竜川	建設課	建設課長
秩父別川	建設課	建設課長
境川	建設課	建設課長

2 非常警戒

水防管理者(町長)は、非常配備を指令したとき、又は水防上必要があると認めるときは、前項に定める巡視責任者及び第2章第1節に定める消防機関の水防分担区域の担当者に、その担当水防河川及び堤防の警戒を厳重にさせ、異常を発見したときは、直ちに水防管理者(町長)に報告するものとし、水防管理者(町長)は、速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

なお、堤防等の警戒巡視に当たり、特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅地側の堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び土崩れ
- (2) 川側の堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び土崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下の有無
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構築物と堤防の取付部分の異常の有無

第3節 警戒区域

1 警戒区域の設定

法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

2 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

3 警戒区域設定の報告

消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者(町長)、消防長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業

1 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸等の状態を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的

確に作業を実施するものとする。

2 工法の種類

現在有効とされる水防工法の種類は、次のとおりである。

下記に示す工法において必要な資材、人員及び作業手順については資料10のとおりである。

工法	目的	主に必要な資材
木流し	急流部において流速を緩和し、堤防の川表の崩壊を防止	雑木、杭、土のう、ロープ、鉄線
シート張り	堤防における川表の崩壊および透水防止	ビニールシート、杭、土のう、ロープ
月の輪	堤防裏側に浸透してくる河川水を集水、排水し堤防の浸食・崩壊を防止	土のう、鋼杭、ビニールシート、木杭、ポリエチレンパイプ、土砂
積土のう	河川水の堤防越水を防止	土のう、鋼杭、土砂
改良積土のう	河川水の堤防越水を防止	ビニールシート、鋼杭、鉄筋、土のう、土砂

第5節 避難及び立退き

1 避難及び立退きの指示

水防管理者(町長)は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、「秩父別町地域防災計画」(第6章第3節「避難救出計画」)の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。

なお、水防管理者(町長)が立退きを指示する場合においては、速やかに知事(空知総合振興局長)及び秩父別警察官駐在所長に通知するものとする。解除の公示をした場合も同様とする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者(町長)が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者(町長)から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は準備を指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者(町長)に通知するものとする。

3 避難及び立退きの指示の報告

水防管理者(町長)は、1項及び2項による避難及び立退きの指示をした場合には、速やかに知事(空知総合振興局長)に報告するものとする。

4 避難場所の指定及び避難者の輸送

避難場所の指定及び避難者の輸送は、「秩父別町地域防災計画」(第6章第3節「避難救出計

画」及び第18節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

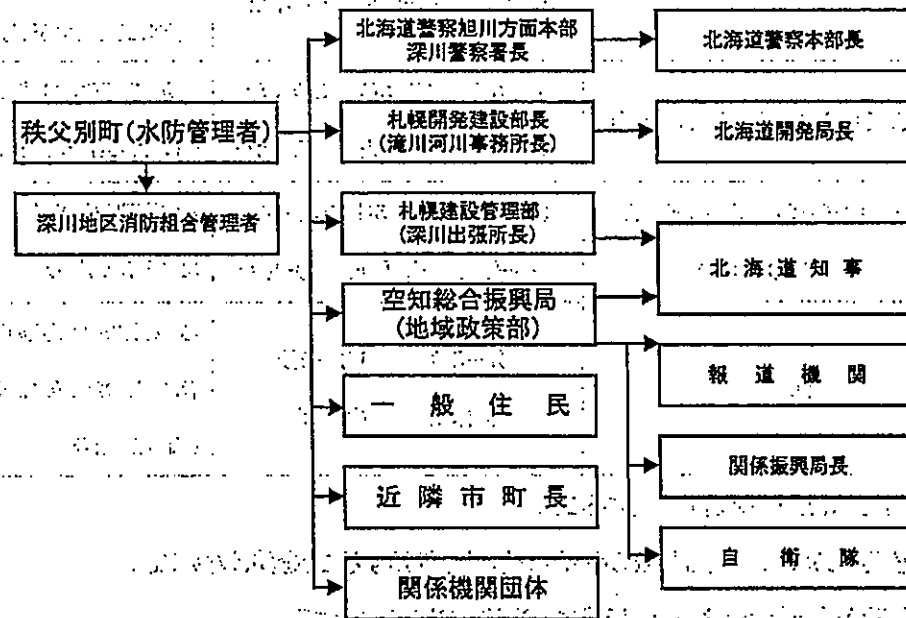
第6節 決壊通報

1 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者(町長)及び消防長は、直ちに次項により通報するものとする。

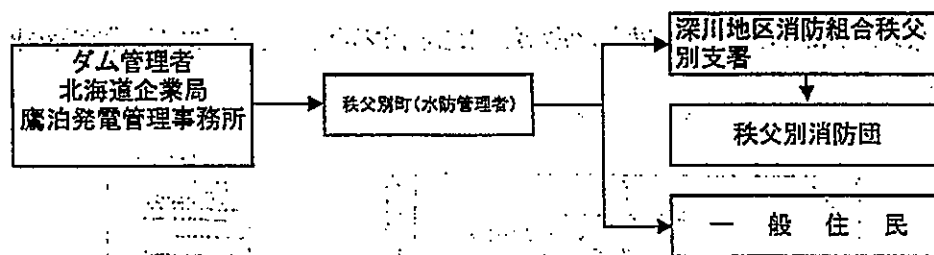
2 堤防等の決壊通報系統図

(1) 堤防等の決壊通報系統図



※ 深川地区消防組合管理者は、水防管理者(町長)が所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

(2) ダム決壊通報系統図



第7節 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

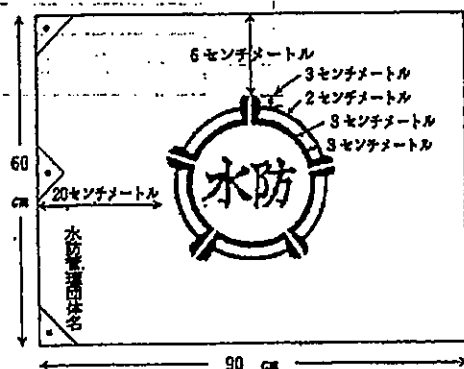
方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	氾濫注意水位に達したとき 及び気象台から気象の通報 を受けたとき発する信号
出動第1 信号	○-○-○-○-○-○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機 関に属する者全員出動信号
出動第2 信号	○-○-○-○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体の区域内に居 住する者の動信号
危険信号 (避難) (立退き)	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止	必要を認める区域内の居住 者に避難のため立ち退くこと を知らせる信号

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第8節 水防標識及び立入検査証

1 水防標識

法第11条の規定により、知事の定めた水防のために出動する車輛、舟艇等には標識は次のとおりである。



2 資料収集のための職員等の身分証明書

法第36条第1項に定める業務を行うための身分証明書は次のとおりである。

(表)
水防立入検査証
所属
職
氏名
年 月 日
水防管理者 印

(裏)
注 意
1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。
2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。
3 本書は、水防法第36条第2項による立入票である。

- 3 水防管理団体の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、法第36条第1項に定める業務を行うための身分証明書は、当該水防管理者が定めるものとする。